

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会VR機器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ぎふ建設人材育成・確保連携協議会（以下「協議会」という。）が所有するVR機器(以下「VR機器」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出VR機器)

第2条 貸出することができるVR機器は、別表に掲げる機器、ソフトウェア及び付属品を含む一式とする。

2 貸出は別表の1～7の機器で1セットとし、セット単位で行うものとする。

(貸出対象者)

第3条 VR機器の貸出しは、岐阜県内の学校、専修学校及び各種学校、協議会の正会員及び賛助会員を対象に行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、建設関係団体であって、事務局長が適当と認めるものについては、貸出しを行うことができる。

(使用目的)

第4条 VR機器の貸出しは、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 建設業の魅力発信等に寄与する使用であると認められるとき。
- (2) 建設に関わる重機操縦者の育成に寄与する使用であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めるとき。

(使用地域)

第5条 VR機器を使用することができる地域は、岐阜県内とする。ただし、事務局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出期間等)

第6条 VR機器の貸出期間は2週間以内で、協議会がVR機器を使用しない期間に限る。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の申請)

第7条 VR機器を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日から起算して3日前までに、VR機器貸出申請書兼誓約書(様式第1号)を事務局長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第8条 事務局長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、VR機器使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。この場合において、事務局長は、管理上必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第9条 VR機器の貸出しを受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に規定する目的以外に使用しないこと。
- (2) 営利目的に使用しないこと。
- (3) 申請書の内容及び第8条の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) 新たなソフトウェアのインストール、インストール済みのソフトウェアの消去及び変更(アップデートを除く)を行わないこと。
- (5) 使用者以外の者に体験させる場合は、使用者の責任において安全な状態で使用させること。
- (6) レンズの故障を防止するため、直射日光が当たる場所で使用しないこと。
- (7) 第三者に転貸しないこと。
- (8) 破損や盗難等に留意し、取扱いに際し細心の注意を払うこと。
- (9) VR機器の使用及び保管中に事故又は損害が発生した場合は、速やかに事務局へ報告し、その指示に従うこと。

(外部ディスプレイの接続)

第10条 VRゴーグルの画面を外部ディスプレイに表示する場合は、使用者において必要な機器を用意するものとする。

(使用の取消し等)

第11条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し当該使用の許可を取り消し、又は現に貸し出しているVR機器の返却を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの要領又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 緊急かつやむを得ない事由によりVR機器を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (4) VR機器に故障等が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が使用者によるVR機器の使用を不相当と認めたとき。

(経費の負担)

第12条 VR機器の借受費用は無料とする。

- 2 VR機器の使用及び保管にかかる経費はすべて使用者が負担するものとする。
- 3 VR機器の使用及び保管において、使用者に過失のある場合の故障等については、その修繕に要する費用はすべて使用者において負担するものとする。

(貸出し及び返却)

第13条 VR機器は、原則として定められた保管場所で貸出し及び返却を行うものとする。

- 2 貸出し及び返却は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに行うものとする。
- 3 使用者は返却に際し、協議会事務局職員の立会いの下、返却チェックシート(様式第3号)により、損傷等の確認を受けるものとする。

(事故の措置)

第14条 使用者は、VR機器の使用により事故が発生したときは、直ちにその事故の状況を事務局長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事故の届出等)

第15条 前条の規定による報告は、VR機器事故届出書(様式第4号)により使用者が事務局長に届け出るものとする。

2 使用者は、VR機器を損傷、滅失、ソフトウェアの消去又は改変したときは、VR機器損傷等届出書(様式第5号)により遅滞なく事務局長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、VR機器の使用により第三者に損害を与えたとき、又はVR機器を損傷、滅失、ソフトウェアの消去又は改変したときは、協議会の責めに帰すべき事由により生じた部分を除き、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年9月16日から施行する。

別表(第2条関係)

No.	品名	数量
1	VRゴーグル (Meta Quest 3、重機でGoインストール済み)	2セット
2	付属コントローラー(左1、右1)	
3	付属電源アダプター及び充電ケーブル(通常は使用しません)	
4	ジョイスティック×2台	
5	100W充電器及び充電ケーブル	
6	USBハブ	
7	USB延長ケーブル	

